檜山家畜衛生だより

檜山地区家畜自衛防疫推進協議会
北海道檜山家畜保健衛生所

第１４３ 号
令和３年６月発行

令和２年度シーズン
高病原性鳥インフルエンザ発生状況

令和２年（2020 年）11 月、香川県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、発生は 18 県 52 事例にのぼり、殺処分羽数は過去最多の約 987 万羽に上っています（令和３年４月 20 日時点）。令和３年（2021 年）１月 21 日の、千葉県のアイガモ飼養農場での発生事例（国内 37 例目）では、この農場から雛を導入していた道内の赤平市の農場が疫学関連農場となり、雛 637 羽の殺処分や飼養場所の消毒等の防疫対応が行われました。

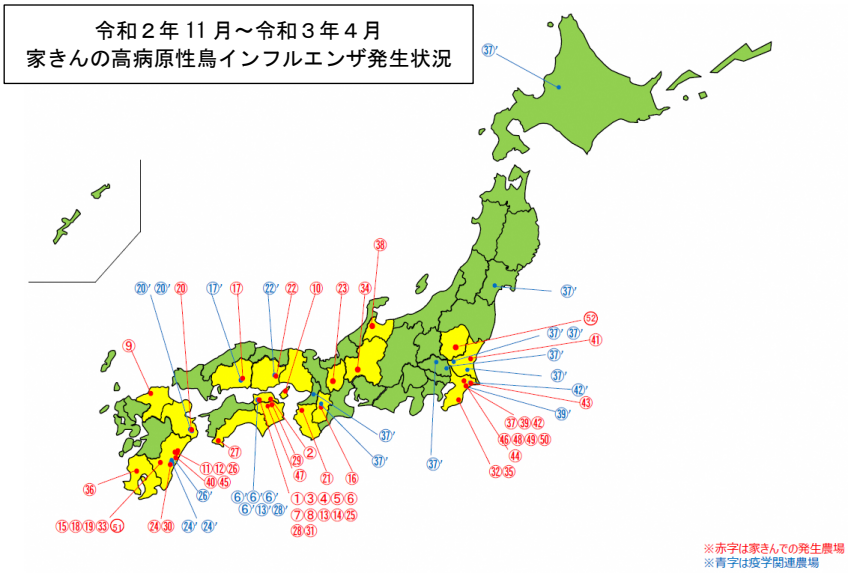

例年、冬季の渡り鳥飛来シーズンである 10 月～翌年５月頃にかけて、高病原性鳥インフルエンザ発生リスクが特に高まります。

家きん飼養農場においては、ウイルスの侵入防止のため、日頃から飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底、野生動物の侵入口となる破損箇所の修繕等をお願いします。

口蹄疫（FMD）の発生状況について

現在、国内で口蹄疫の発生はありませんが、近隣のアジア諸国において発生が続いており、国内への FMD ウイルス侵入リスクは依然として高い状況です。口蹄疫侵入防止のため飼養衛生管理の徹底や、早期摘発のための監視強化、万一、口蹄疫を疑う異状がみられた場合の早期通報をお願いします。

口 蹄 疫 の 症 状

牛や豚などで、発熱や食欲不振にはじまり、泡状のよだれを流したり、
口・鼻・ひづめ・乳頭などに水疱（水ぶくれ）ができるのが特徴症状です。

泡状のよだれ

口唇の潰瘍
（水疱がやぶれたもの）

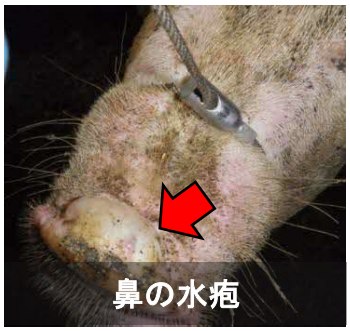
鼻の水疱

豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）について

国内では平成 30 年（2018 年）９月以降、CSF の発生が続き、養豚場における発生は 68 事例、殺処分頭数は約 24 万頭に上っています（令和３年５月 11 日時点）。また、野生イノシシの CSF 陽性事例は 23 都府県で確認され、経口ワクチン散布が行われています。

感染の拡大を受け、令和元年（2019 年）９月から、飼養豚への予防的ワクチン接種が開始され、現在 30 都府県がワクチン接種推奨地域に指定されています。ワクチン接種農場の豚や精液等の移動は、原則としてワクチン接種地域内に限られます。北海道は現在、ワクチン接種地域ではありませんので、道外から豚や精液等を導入する際は、ワクチン接種農場で飼養または生産されたものではないことを必ず確認してください。

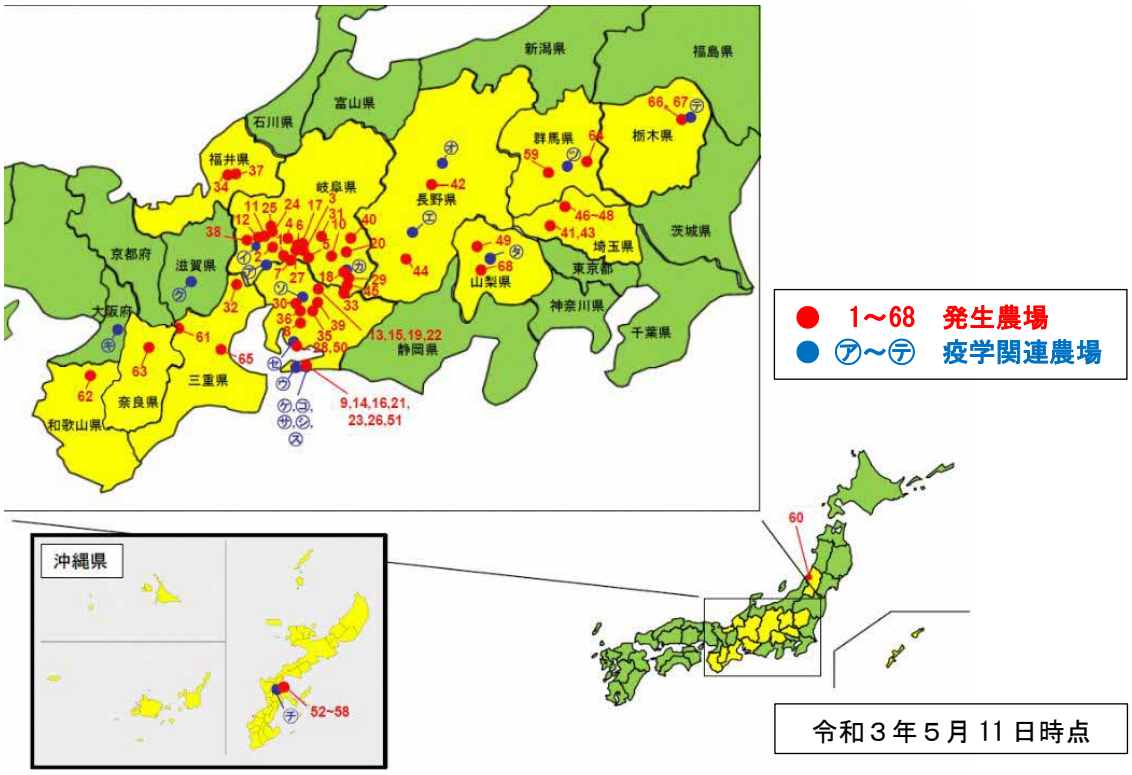

ASF は現在、国内での発生はありませんが、近隣のアジア諸国で発生が相次ぎ、発生国から日本へ違法に持ち込まれた肉製品等から、ASF ウイルスが検出されています。ASF をはじめとする家畜伝染病の、海外からの侵入リスクの高まりを受け、農林水産省動物検疫所では、海外からの肉製品等の違法な持ち込みに対する対応を厳格化しています。

道内への CSF および ASF 侵入リスクは依然として高い状況です。侵入防止のため、日頃から飼養衛生管理の徹底をお願いします。

飼養衛生管理を徹底しましょう

関係者以外の農場への立入を禁止

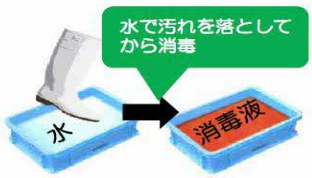

農場（畜舎）に出入りする際には、消毒を実施

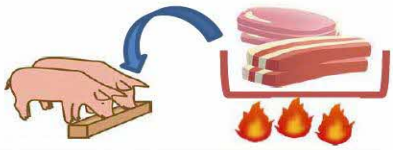

飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

飼養衛生管理基準について

1　**改正**飼養衛生管理基準の施行

家畜の伝染病を予防するためには、家畜・家きんの所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。 飼養衛生管理基準は、家畜・家きんを伝染病から守るため、飼養に関する衛生管理の方法として所有者が守るべき基準です。令和２年に本基準が改正され、新しい飼養衛生管理基準が、豚等は令和２年７月１日から、その他の畜種は令和２年 10　月１日から施行されていますので、あらためて確認と遵守をお願いします。

新設・改正された主な項目

- 家畜の所有者の責務を明確化
- 飼養衛生管理に係るマニュアルの作成、従業員等への周知徹底
- すべての農場で管理獣医師を選定
- 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止
- 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
- 衛生管理区域内での愛玩動物の飼養禁止
- 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
- 畜舎ごとの靴の履き替えまたは消毒
- 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクに対する準備
- 野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検、修繕
- ねずみ及び害虫の駆除
- 放牧制限の準備

※畜種ごとに異なります

２　令和３年度～令和５年度　飼養衛生管理基準の重点指導事項

北海道では、３年間を一期間として、飼養衛生管理基準のなかで特に重点的な指導等を実施する事項及び指導方針（以下、重点指導事項）を定めています。

令和３年度～５年度の重点指導事項として以下の①～③を定め、家畜の所有者及び飼養衛生管理者、関係事業者のみなさまに遵守についての普及・指導を実施します。

【令和３年度～５年度　飼養衛生管理基準の重点指導事項】

①　衛生管理区域及び畜舎に出入りする者、車両、物品等を介した病原体の侵入防止

家畜の伝染性疾病の病原体が衛生管理区域内に持ち込まれないよう、必要のない者の立入制限を行うとともに、不要な物品の持込みを制限し、区域や畜舎へ出入する者、車両、物品について、消毒を徹底してください。

②　衛生管理区域及び畜舎への野生動物を介した病原体の侵入防止

家畜の伝染性疾病の病原体は、野生動物を介して伝播する可能性があります。家畜への伝播経路を遮断するため、ネット等を用いた侵入防止対策の徹底や、畜舎内における飼料や死体の適切な保管をお願いします。

③　家畜の異状を確認した場合の早期発見及び早期通報

万が一、家畜の伝染性疾病が農場内に侵入した場合は、当該農場からの拡散防止の徹底や周辺地域への早期の注意喚起が重要となります。日頃から家畜の健康観察を行い、異状を呈した家畜が発見された場合は速やかに通報してください。

家畜伝染病予防法第５条に基づく検査

今年度の家畜伝染病予防法第５条に基づく検査を下表のとおり実施します。

該当する町の関係者の皆様、御協力よろしくお願いします。

対象疾病	対象家畜	対象町村	実施時期
蜜蜂の腐蛆病	蜜蜂	乙部町 今金町 せたな町	8月

対象疾病	対象家畜	対象町村	実施時期
高（低）病原性 鳥インフルエンザ 強化モニタリング	家きん	せたな町	10～11月
牛のヨーネ病	肉用牛（24ヶ月齢以上の繁殖雌牛） 及び種雄牛	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 せたな町	10～１月
牛海綿状脳症	通常の死亡牛：96ヶ月齢以上 起立不能牛：48ヶ月齢以上 特定症状牛：全月齢	管内全域 （奥尻町除く）	通年

市場上場牛のヨーネ病自主検査について

今年度のヨーネ病自主検査の補助事業に係る受付締め切り日は右表のとおりです。申請する場合は以下の点にご注意くださいますようお願いいたします。

☆採血時に生後６か月齢以上であることを確認してください。

☆牛の個体識別番号が確認できる書類、採材月日、採材獣医師名を必ず添付してください。

☆病性検定診断申請書に必要分の北海道収入証紙を貼付し、提出してください。

検査手数料　4,010 円／頭

ヨーネ病検査の受付締切日	
令和3年	6月16日（水）
	7月14日（水）
	8月18日（水）
	9月21日（火）
	10月20日（水）
	11月17日（水）
	12月22日（水）
令和4年	1月19日（水）
	2月16日（水）
	3月16日（水） （事業対象外）

病性検定依頼時の注意点

依頼書に農場名、飼養状況、検査する家畜の個体情報、臨床症状、経過、検体の採材日等を添付してください。また、材料搬入時間や必要材料等について、事前にご相談ください。

検体は採材後、冷蔵で速やかに送付してください。なお、採血管等を送付する場合は、蓋が閉まっていることを確認し、割れないよう梱包してください。

鼻腔スワブ：採材前に鼻鏡や鼻腔をアルコール綿で清拭し、乾燥を防ぐため滅菌スピッツ管で保存する

血　　液：血清はプレーンまたは血清分離剤入り採血管、全血は凝固防止剤（基本はEDTA）入り採血管で３ml 以上採血する

検査	搬入材料	注意点（牛の場合）
ヨーネ病検査	血清	抗体検査（６ヶ月齢未満は×）
	糞便	
牛伝染性リンパ腫検査	血清	抗体検査（６ヶ月齢未満は×）
	全血 可能であれば 血液塗抹標本	遺伝子検査、白血球数、白血球百分比 血液塗抹標本は塗抹固定まででかまいません
牛ウイルス性下痢検査	血清	遺伝子検査（６ヶ月齢未満は×） 抗体検査（ペア血清推奨）
	全血	遺伝子検査
呼吸器病原因検索	鼻腔スワブ	鼻腔スワブは１頭あたり３本以上 （ウイルス、細菌、ﾏｲｺﾌﾟﾗｽﾞﾏ検査）
	血清	ウイルス抗体検査（ペア血清推奨）
	糞便	牛肺虫検査
下痢原因検索	糞便	直検手袋に１握り（ピンポン球大）以上
流死産原因検索	胎子	胎子や胎盤は可能な限り新鮮な状態のもの
	胎盤	
	母畜血清	

放牧時に注意する疾病について

檜山管内では、例年、以下の疾病の原因となる寄生虫が検出されています。放牧牛を注意深く看視し、異常がみられた場合は獣医師にご相談ください。

１　小型ピロプラズマ症

小型ピロプラズマ原虫が、マダニを媒介して放牧牛に感染します。初放牧牛や妊娠牛で発症することが多く、症状は発熱や重度の貧血等で、妊娠牛で流死産を起こすこともあります。殺ダニ剤の定期的な散布や放牧牛の看視など、継続した対策が必要です。

２　牛肺虫症

牛が口から牛肺虫の感染子虫を取り込むことで感染します。発症すると、異物を吐き出すような咳をします。牛肺虫を駆除するには、イベルメクチン製剤を効果的なタイミングで放牧牛に投与する必要があります。

３　牛コクシジウム症

寄生虫の一種である原虫のコクシジウムを牛が口から取り込むことで感染します。症状は主に１ヵ月齢～１歳未満の育成牛における血便や下痢です。

サルモネラ症について

令和２年次、道内ではサルモネラ症の発生が多発し、過去５年間で最多の発生件数となりました。サルモネラ症は例年、気温・湿度が上昇し始める６月頃から好発します。令和３年次、道内では３月末時点で既に 16 件の発生が確認されています。以下のポイントを再確認し、発生を未然に防ぎましょう。

サルモネラを侵入させないことが重要です！

サルモネラが農場に侵入すると、菌の浸潤状況によっては清浄化までに長時間を要する場合があり、農場の経済的負担、精神的負担が大きくなります。以下の侵入防止対策を徹底しましょう。

〇衛生管理区域に出入りする車両の消毒
〇衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指や長靴の洗浄・消毒
〇　　〃　　長靴の洗浄・消毒又は履き替え、ブーツカバーの着用
〇野生動物から病原体の侵入防止（ネット、金網、消石灰等）

万一、サルモネラが侵入してしまったら？

サルモネラは気温及び湿度が高い時期に発生しやすく、発症あるいは保菌している家畜の糞便から農場内に広がるため、早期清浄化には異状家畜の早期発見・早期治療が重要です。以下の症状を示す家畜がみられる場合はすぐに獣医師に連絡を！

〇40℃前後の発熱
〇軟便～下痢（血便の場合も）
〇元気消失、食欲不振、泌乳量減少
〇ときに肺炎、流産（特にサルモネラダブリンでは下痢がみられない場合があります）

と畜場に出荷する牛はヨロイの除去を！
（八雲食検からのお願い）

「ヨロイ」とは、糞便が体表に付着し固まったもので、特に冬季に多く見られます。

①ヨロイの危険性について

ヨロイ（糞便）には、食中毒や感染症の原因となる腸管出血性腸大腸菌 0157 などの病原微生物がいます。このヨロイが剥皮後の枝肉を汚染すると、食中毒や感染症の原因になります。また、頑固に付着したヨロイは高圧洗浄でも容易に除去できず、多大な労力と時間をかけ除去する必要があり、と畜場作業者の負担となっています。

②と畜場の HACCP 義務化について

と畜場では令和 3 年 6 月から法令により HACCP に基づく衛生管理が義務化されます。これは、と畜作業の各工程で衛生的な取扱いを実施するためのものです。

③ヨロイが枝肉についた場合は…

HACCP に基づく衛生管理では、ヨロイにより枝肉が汚染された場合、その部分を削り取る必要があるため、枝肉の価値が低下する可能性があります。

ヨロイを除去してから出荷しましょう！

渡島総合振興局 八雲食肉衛生検査所　TEL：0137-63-2480

全道及び檜山管内における監視伝染病発生状況

令和２年次及び令和３年１～３月の全道・檜山管内における監視伝染病の発生状況です。

	畜種	病名	R2.1.1～12.31				R3.1.1～3.31			
			全道		檜山管内		全道		檜山管内	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
法定伝染病	牛	ヨーネ病	197	722	0	0	74	211	0	0
	あひる	高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜)	0	0	0	0	1	637	0	0
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	73	168	1	1	16	35	0	0
		牛ウイルス性下痢(疑症)	2	15	0	0	0	0	0	0
		牛伝染性鼻気管炎	2	4	0	0	2	8	0	0
		牛伝染性リンパ腫（旧　牛白血病）	301	745	10	10	88	189	3	3
			(うち、と場発生365頭)				(うち、と場発生100頭)			
		牛伝染性リンパ腫(疑症)	1	1	0	0	0	0	0	0
		破傷風	4	5	0	0	1	1	0	0
		破傷風(疑症)	2	2	0	0	0	0	0	0
		サルモネラ症	65	227	2	24	16	80	1	3
			(うち、と場発生2頭)				(うち、と場発生3頭)			
		サルモネラ症(疑症)	1	3	0	0	0	0	0	0
		牛丘疹性口炎	2	22	0	0	1	2	0	0
		ネオスポラ症	3	3	0	0	0	0	0	0
		悪性カタル熱	1	1	0	0	0	0	0	0
		気腫疽	1	1	0	0	0	0	0	0
		気腫疽(疑症)	2	2	0	0	0	0	0	0
	馬	破傷風	1	1	0	0	0	0	0	0
		馬鼻肺炎	18	29	0	0	9	11	0	0
	豚	豚丹毒	9	91	0	0	5	38	0	0
			(うち、と場発生87頭)				(うち、と場発生38頭)			
		サルモネラ症	1	3	0	0	0	0	0	0
	山羊	山羊関節炎・脳脊髄炎	2	4	0	0	0	0	0	0
	蜜蜂	バロア病	23	591	0	0	0	0	0	0
		チョーク病	35	601	1	2	0	0	0	0
		アカリンダニ症	1	1	0	0	0	0	0	0
	犬	レプトスピラ症(疑症)	1	1	0	0	0	0	0	0

着任のご挨拶

＜主査　稲垣　華絵（いながき　はなえ）＞

４月に宗谷家畜保健衛生所から参りました稲垣と申します。道南は初めてで、雪解けや新緑が早く驚いています。あちこちに咲く梅や桜、山菜など檜山の春を満喫しています。檜山地域の特徴を学びながら、家畜衛生に貢献できるよう頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

＜専門員　代　昌久（だい　まさひさ）＞

育休中の内田主査の代替職員として、今年４月から勤務することになりました代と申します。海無し県の埼玉から参りました。管内の畜産振興に貢献できるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

転出：主査　山城　淳　→　網走家畜保健衛生所
退職：塩原　結花

令和３年度所内体制

所長　　疋田　瑞栄
次長　　北村　浩明
主査（薬事安全）内田　清香
主査（危機管理）稲垣　華絵
専門員　　橋本　健二郎
専門員　　代　　昌久

北海道檜山家畜保健衛生所
〒043-0023　檜山郡江差町字田沢町281-1
電話：0139-52-0707　ＦＡＸ：0139-52-4226
Mail: hiyama.hi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp
休日・夜間緊急連絡先：090-7053-3080